

## Accounting Alert

### 中小企業のベトナム会計システムに関するガイダンス Circular No. 133/2016/TT-BTC

財政省は、2016年8月26日付けで、中小企業のベトナム会計システムに関するガイダンスCircular No.133/2016/TT-BTC (“Circular 133”)を発行しました。Circular 133は、2017年1月1日以降に開始される会計年度から適用されます。Circular 133の発効により、2006年9月14日付け財政省決定 Decision No.48/2006/QD-BTC (“Decision 48”)、および、2011年10月4日付け財政省Circular No. 138/2011/TT-BTC (“Circular 138”)により中小企業に対して適用されていた条項が廃止されます。中小企業は、自社の事業特性、および、管理・意思決定のための要請に従って、主体的に会計制度の設計および構築を行うことができます。



# 内容

内容	ページ
適用対象	3
一般原則	3
Decision 48 および Circular 138と比較した場合のCircular 133の有利性	3
Decision 48 および Circular 138と比較した場合のCircular 133の主要な変更内容と補足内容	3
会計通貨	3
財務諸表のベトナムドン換算	3
会計処理の原則および仕分け	3
法人格を持たない下部組織（従属会計単位）での会計	4
勘定科目	4
事業協力契約 (BCC) の会計	7
証憑書類および会計帳簿の様式の柔軟性	7
財務諸表	7
会計および税務の区別	7
資産評価引当金の対象となる資産項目の追加	8

## 1.適用対象

Circular 133は、中小企業支援に関する法令の規定に基づく全ての分野、全ての経済主体に属する中小企業に対して適用されます。但し、国営企業、定款資本の50%超を国が所有する企業、証券に関する法令の規定に基づく公開会社、合作社法の規定に基づく合作社、合作社連合は対象外になります。

## 2.一般原則

中小企業は、2014年12月22日付け財政省ガイダンス Circular 200/2014/TT-BTC (“Circular 200”)により発行された企業会計システム、および、その改正・補足、または、それを差換える新しいガイダンスの適用を選択することができますが、管轄の税務当局へ通知し、年度内は一貫して適用する必要があります。Circular 133に基づく中小企業会計システムの適用へ戻ることを希望する場合には、税務当局へ通知して、会計年度の年初から適用する必要があります。

## 3. Decision 48 および Circular 138と比較した場合の Circular 133の有利性

従来のDecision 48 および Circular 138 と比較すると、Circular 133には、以下のような有利性が見られます。

実務的な運用可能性の改善：自由度が高く、より柔軟的になっており、多くの選択肢を与える内容になっています。

企業経営、企業運営のニーズへの対応。

形式や取引の名称よりも実質の重視。

国際的基準および慣行への近接化。

Circular 133 の有利性については、以下で、具体的にご説明いたします。

## 4. Decision 48 および Circular 138と比較した場合の Circular 133の主要な変更内容と補足内容

### 4.1会計通貨

Circular 133 では、外貨建てでの収入、支出が主要な中小企業に対して、会計処理に使用する会計通貨として1つの外貨を選択することを認めています。会計通貨を選択したら、管轄の税務当局へ通知する必要があります。

会計通貨の選択に際しての基準は、Decision 48 および Circular 138で規定されている基準に加えて、Circular 133では、以下の基準が追加されています。

資金調達（株式、債券の発行など）で使用した通貨単位。

各種事業活動から恒常的に回収され、蓄積される通貨単位。

### 4.2財務諸表のベトナムドン換算

ベトナムドン以外の通貨を会計通貨として使用する場合、公衆への公表およびベトナム関連当局への提出するための法的に有効な財務諸表は、ベトナムドンで表示された財務諸表になります。財務諸表に対する法定監査が義務付けられる企業については、ベトナム関連当局への提出、および、公衆への公表に使用する財務諸表について監査を受ける必要があります。

財務諸表をベトナムドン表示へ換算する際には、財務諸表のベトナムドン換算による財務諸表への影響がある場合、財務諸表注記での開示をする必要があります。

### 4.3会計処理の原則および仕分け

Decision 48 および Circular 138 とは異なって、Circular 133では、仕分けに関する詳細のガイダンスはなく、会計処理の原則のみが規定されています。中小企業は、取引段階毎の証票に適切な仕分けをすることになります。

#### 4.4 法人格を持たない下部組織（従属会計単位）での会計

従属会計単位での会計に関して、Circular 133では、法令の規定に抵触しない限り、事業活動の特性および管理のための要請に従って、会計を行う組織、会計単位レベル別の会計システムの構築を行うことが認められています。また、Circular 133では、従来よりも柔軟な規定になっており、従属会計単位における会計処理について、自らが以下のような決定をすることができます。

- 従属会計単位へ供与された事業資本について、負債として認識するか、持分として認識するかを選択が認められます。
- 製品・商品・サービスの内部売買、内部移転について、証憑書類の形式（インボイスか社内移転伝票か）には関わらず、各々の従属会計単位におけるの売上および売上原価の認識の有無の選択が認められます。
- 従属会計単位との会計業務の分掌：集中会計か分散会計かの形態によっても、従属会計単位での処理を未処分利益までとするか、売上および費用の計上までとするかの選択が認められます。

#### 4.5 勘定科目

中小企業会計システムの勘定科目体系では、殆どの勘定科目コードが第1レベルのみで定義されており、第2レベルのサブコードまで定義されている勘定科目はごく僅かになっています。また、各々の勘定科目では、短期または長期の区別がなされておらず、ひとつの科目にまとめられています。中小企業は、自社の管理要請に基づいて、各々の科目に関する短期または長期の区別などの詳細を別途管理するか、または、第2レベルまたは第3レベルでのサブコードにより区別することができます。



## 新しいCircular 133 と従来のDecision 48による勘定科目の違いを比較しますと、以下のようになっています。

Circular 133	Decision 48
<b>“1”から始まる勘定科目コード</b>	
対応なし	コード1113、1123：金、銀、貴金属、宝石
コード121：売買目的有価証券	
– 1211：株式	コード121：短期金融投資
– 1212：債券、短期国債、手形	
コード128：満期保有投資	
– 1281：定期預金	対応なし
– 1288：その他短期投資	
コード136：社内受取債権	
– 1361：従属会計単位事業資本	対応なし
– 1368：その他社内受取債権	
コード138：その他受取債権	コード138：その他受取債権
– 1381：不足資産仮勘定	– 1381：不足資産仮勘定
– 1386：抵当・担保・保証金	
	– 1388：その他受取債権
– 1388：その他受取債権	
対応なし	コード142：短期前払費用
コード151：未着品	対応なし
対応なし	コード171：レポ取引国際
<b>“2”から始まる勘定科目コード</b>	
	コード221：長期金融投資
対応なし	– 2212：合併会社投資
	– 2213：関連会社投資
	– 2218：その他長期金融投資
コード229：資産評価引当金	コード159：引当金
	– 1591：短期金融投資損失引当金
– 2291：売買目的有価証券評価引当金	– 1592：貸倒引当金
	– 1593：棚卸資産評価引当金
– 2292：子会社等投資損失引当金	
	コード229：長期金融投資損失引当金
– コード2293：貸倒引当金	
– コード2294：棚卸資産評価引当金	
コード242：前払費用	コード242：長期前払費用
対応なし	コード244：長期補償金

## The differences in general ledger accounts between Circular 133 and Decision 48

Circular 133	Decision 48
“3” から始まる勘定科目コード	
対応なし	コード311：短期借入金
対応なし	コード315：1年以内返済長期借入金
コード336：社内未払債務	対応なし
コード341：借入金およびファイナンスリース債務	Account 341：長期借入金および長期ファイナンスリース債務
	- 3411：長期借入金
- 3411：借入金	- 3412：長期ファイナンスリース債務
	- 3413：社債
- 3412：ファイナンスリース債務	+ 34131：社債額面金額
	+ 34132：割引発行差金
コード343：社債	+ 34133：打歩発行差金
- 3431：普通社債	- 3414：長期預り金
+ 34311：社債額面金額	
+ 34312：割引発行差金	
+ 34313：打歩発行差金	
- 3432：転換社債	
コード344：預り金	
対応なし	コード351：失職手当引当金
コード352：引当金	
- 3521：製品保証等引当金	
- 3522：工事補償引当金	コード352：引当金（サブコードなし）
- 3523：企業再編引当金	
- 3524：その他引当金	

#### 4.6 事業協力契約 (BCC) の会計

**Article 35 of Circular 133** の第35条では、事業協力契約 (BCC) の定義、および、BCCの取引に関する基本的な会計処理について規定しています。

#### 4.7 証憑書類および会計帳簿の様式の柔軟性

**Circular 133**では、中小企業は、自社事業活動の特性および管理のための要請に従って、会計証憑書類の様式を設計することが認められています。但し、会計法および会計法の各種ガイダンス規定が定める主要内容を網羅して、必要な情報の提供を担保することが必要です。従来の規定にあるように会計証憑書類を一定の様式に合わせなければならないということはありません。

総勘定元帳や仕訳帳など会計帳簿についても、同様に、一定の様式に合わせる必要はありません。中小企業は、会計法および会計法の各種ガイダンス規定に準拠して、自社事業活動の特性および管理のための要請に従って、帳簿の様式を決めることができます。但し、必要な情報を漏れなく、明瞭に、そして、チェックや統制が容易になるような表示を担保する必要があります。

#### 4.8 財務諸表

**Circular 133** の第73条では、資産および負債の配列を、流動性の高い順番に表示するか、または、従来通りの短期および長期の区別をして表示するかを選択を認めています。

その他、Circular 133 では、継続企業の前提が満たされない場合の財務諸表作成および表示の原則に関するガイダンスも規定しています。これによれば、資産および負債は短期または長期の区別をせずに、流動性の高い順番に表示すること、そして、資産の権利または負債の義務を帳簿価額で引き受ける第三者がいる場合を除いて、全ての資産および負債を再評価することが求められています。

#### 4.9 会計および税務の区別

Decision 48 および Circular 138と比較して、Circular 133 では、会計と税務の区別を明確にしており、企業経営・運営のための会計の方向性を打ち出しています。具体的には、収益と費用の原則が、以下のようガイダンスされています。

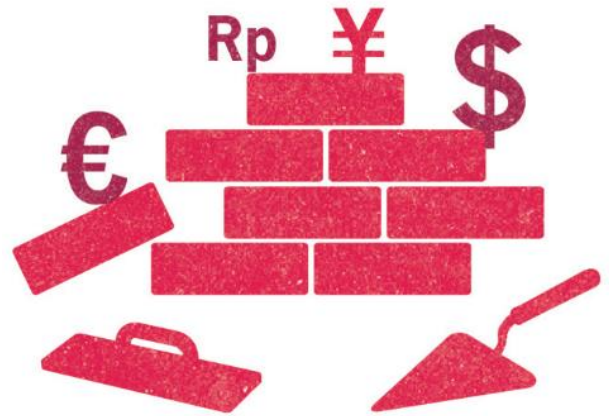
##### 収益の原則：

1. 収益は、代金の回収または未回収を問わず、受け取る権利のある代価の公正価値により認識されます。
2. 収益およびその収益をもたらした費用は、費用収益対応原則に基づいて同時に認識されます。但し、費用収益対応原則が保守主義の原則と両立しない場合には、取引の実質に基づいて、真実かつ公正に表示する必要があります。
3. 資産および負債の再評価による評価益および評価損は、再評価の時点ではまだ未実現だとはみなされません。資産に対する権利は既にあり、負債に対する義務は既に発生しているとみなされます。例えば、他の会社に対して現物出資した資産の再評価や各種金融資産の公正価値に基づく再評価による評価益や評価損は実現されたものとみなされます。
4. 個別の状況によって、会計上の収益と税務上課税対象となる所得の認識タイミングおよび基準は異なることがあります。課税対象となる所得は、法令の規定による納税額の計算にのみ使用します。財務諸表作成のために会計帳簿に計上する収益は、会計原則に準拠して認識し、また、個別の状況によっては、インボイス上に記載された金額に必ずしも一致する必要はありません。

## 費用の原則：

費用認識は、決済期限になっていなくても発生が確実な費用を含めて、保守主義および資本維持の原則に準拠する必要があります。費用およびその費用がもたらした収益は、費用収益対応原則に基づいて同時に認識されます。但し、費用収益対応原則が保守主義の原則と両立しない場合には、取引の実質に基づいて、真実かつ公正に表示する必要があります。

法人所得税法上の損金とは認められない費用であっても、インボイスなどの証憑書類が十分にあり、会計システムに準拠して計上された費用は、会計上の費用から外すのではなく、法人所得税法の確定申告での調整を行います。



## 4.10 資産評価引当金の対象となる資産項目の追加

Circular 133では、資産評価引当金の対象となる資産項目を、以下の通り追加しています。

### 1. 売買目的有価証券評価引当金

売買目的で保有している有価証券の時価が帳簿価額より下落しているという確実な証拠がある場合、発生する可能性のある損失分に対して引当金を計上します。

引当金の計上または戻入れの条件、根拠および金額については、法令の規定に基づいて実施します。

**2 子会社等投資損失引当金：投資先企業の損失により投資資本の価値毀損の可能性のある場合の引当金、または、各種投資の価値棄損に対する引当金です。**

合併会社および関連会社に対する投資については、現行規定に従い投資先企業の損失により投資資本の価値毀損の可能性のある場合にのみ引当金を計上します。

(売買目的有価証券には分類されない) 長期保有の投資で、かつ、投資先企業に対する支配権を持たず、また、重要な影響を与えることもない場合の引当金計上は以下のように実施します。

- 上場株式または公正価値が信頼性をもって測定できる投資については、株式の時価に基づいて引当金を計上します（売買目的有価証券評価引当金と同様）。
- 報告時点における公正価値が測定できない投資については、引当金の計上は、投資先企業の損失額に基づいて実施します（子会社等投資損失引当金）。



## Contact

この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton (Vietnam) の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter の情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton (Vietnam) からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

### Hanoi office

Floor 18, Hoa Binh International Towers  
106 Hoang Quoc Viet  
Cau Giay District, Ha Noi  
Vietnam  
M + 84 4 3850 1686  
F + 84 4 3850 1688

### Ho Chi Minh City office

Floor 14, Pearl Plaza Tower  
261A Dien Bien Phu, 25 Ward  
Binh Thanh District, Hochiminh City  
Vietnam  
M + 84 8 3910 9100  
F + 84 8 3910 9101

[www.grantthornton.com.vn](http://www.grantthornton.com.vn)

### Nguy Quoc Tuan

Partner  
M +84 8 3910 9180  
E Tuan.Nguy@vn.gt.com

### Nguyen Hong Ha

Partner  
M +84 4 3850 1601  
E HongHa.Nguyen@vn.gt.com

### Nguyen Dao Thanh Thao

Director  
M +84 4 3910 9162  
E Thao.Nguyen@vn.gt.com

### Daniel De Waal

Director  
M +84 4 3910 9131  
E Daniel.DeWaal@vn.gt.com

### Vo Minh Quang

Senior Manager  
M +84 8 3910 9182  
E Quang.Vo@vn.gt.com

### Nguyen Dich Dung

Senior Manager  
M +84 4 3850 1634  
E DichDung.Nguyen@vn.gt.com

### 大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk  
D +84 4 3850 1680  
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

### 則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Desk  
D +84 8 3910 9205  
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com



© 2016 Grant Thornton International Ltd.  
"Grant Thornton" refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. "GTIL" refers to Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and each member firm of GTIL is a separate legal entity. GTIL is a non-practicing, international umbrella entity organised as a private company limited by guarantee incorporated in England and Wales. GTIL does not deliver services in its own name or at all. Services are delivered by the member firms. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions. The name "Grant Thornton", the Grant Thornton logo, including the Mobius symbol/device, and "Instinct for Growth" are trademarks of GTIL. All copyright is owned by GTIL, including the copyright in the Grant Thornton logo; all rights are reserved.